福岡広域都市計画地区計画の変更（宗像市決定）
総　括　図

法第17条縦覧

N

W　E

S

S=1/20,000

江口第一地区地区計画

エコパーク地区地区計画

太玉寺・玄海ニュータウン地区地区計画

公園通り地区地区計画

須恵平原地区地区計画

くりえいと北地区地区計画

須恵地区地区計画

稲元地区地区計画

赤間駅北口周辺地区地区計画

玄海環境組合立 宗像清掃工場

宗像終末処理場

5・5・5003 ふれあいの森総合公園

2・2・5009 ひかりヶ丘第1号公園

2・2・5036 ひかりヶ丘第3号公園

2・2・5010 ひかりヶ丘第2号公園

2・2・5031 ひかりヶ丘第4号公園

2・2・5083 ひかりヶ丘馬立公園

2・2・5082 ひかりヶ丘緑公園

2・2・5041 天平台中央公園

2・2・5042 天平台南公園

2・2・5037 城西ヶ丘第1号公園

2・2・5038 城西ヶ丘第2号公園

2・2・5030 城西ヶ丘第3号公園

2・2・5039 城西ヶ丘東公園

2・2・5040 城西ヶ丘南公園

2・2・49 田先古公園

2・2・5043 須賀浦公園

3・4・5001 宗像中央幹線

3・3・5010 東ヶ丘中央公園

2・2・5047 東ヶ丘東公園

2・2・5048 東ヶ丘南公園

2・2・5044 大谷西公園

2・2・5045 大谷東公園

2・2・5046 大谷南公園

2・2・5068 城ヶ谷中央公園

2・2・5029 城山公園

2・2・5029 赤間ヶ丘公園

2・2・5092 高柳山公園

伊豆山田都市林

自然公園法凡例

第１種特別地域	
第２種特別地域	
第３種特別地域	
普通地域	

都市計画法凡例

種別		容積率(%) 建蔽率(%)	外壁の後退距離の限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の高さの限度	備考
第一種低層住居専用地域		50 40 80	1ｍ	200㎡	10m	建築基準法第22条指定区域
第二種低層住居専用地域		50 40 80	1ｍ 1ｍ —	200㎡	10m	
第一種中高層住居専用地域		100 60				
第一種住居地域		200 80				
第二種住居地域		200 80				
準住居地域		200 80				
準工業地域		200 80				
工業地域		200 80				
近隣商業地域		200 80				準防火地域
商業地域		400 80				
準防火地域						
地区計画区域						
都市計画区域界						
市街化区域・市街化調整区域界						
用途地域界						
都市計画道路						
都市計画公園						
一団地の住宅施設						
下水道	処理場					
Ⓟ 下水道	ポンプ場					
汚物処理場						
火葬場						
ごみ処理場						
土地区画整理事業施行区域						
県条例指定区域						

※市街化調整区域の建蔽率は 60％（神湊、鐘崎のみ 70％）、容積率は 200％です。

凡例

容積率 / 建蔽率

- 建築物の高さの限度
- 外壁後退距離の限度
- 建築物の敷地面積の最低限度

※地区計画区域については、別途制限があります。

0　500　1,000　1,500　2,000 m